

令和 8 年度
定期監査等結果報告書

農林水産部
土木部

いわき市監査委員

いわき市議会議長 永山宏恵様
いわき市長 内田広之様

いわき市監査委員	遠藤英子
同	佐藤嘉輝
同	菅波健
同	坂本稔

定期監査等の結果に関する報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査をいわき市監査基準に基づき実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり提出します。

1 監査の対象

- (1) 農林水産部
- (2) 土木部

2 監査実施期間

令和8年4月15日から同年7月6日まで

3 監査の範囲

令和7年4月1日から令和8年3月31日までに執行された財務に関する事務等について、次の項目が適正かつ効率的に行われているかを監査した。

- (1) 予算の執行
- (2) 収入事務
- (3) 支出事務
- (4) 契約事務
- (5) 財産管理事務
- (6) その他

4 監査の対象のリスク

監査業務を効率的かつ効果的に実施するため、監査等の対象のリスクを識別し、そのリスクの内容及び程度を評価した上で、本市においてリスクが高いと評価される事務を選定して監査した。

- (1) 随意契約に関する事務
- (2) 補助金に関する事務
- (3) 現金（郵便切手等を含む）の保管に関する事務
- (4) 収納に関する事務
- (5) 他自治体において、リスクが顕在化した事例等
- (6) 前回指摘した事項
- (7) その他

5 監査の方法

部長以下関係職員出席のもと、あらかじめ提出を求めた資料により、事務事業の概況について説明を受けるとともに、質問する等により事情聴取を行った。

また、提出された資料と書類・諸帳簿等を主体として照合し、検討を加え、必要に応じ関係職員に質問する等の手法により実施した。

6 監査の結果

監査対象部局ごとに、次に掲げるとおり。

農林水産部

<監査の結果>

財務に関する事務等の処理状況は、おおむね法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われていると認められたが、次のとおり一部に改善を要する事項及び検討を要する事項が認められたので、内容を十分把握し、それぞれ必要な措置を講じ、今後の事務処理に万全を期されたい。

なお、事務処理上留意すべき点で軽易なものについては、口頭で留意又は改善を促した。

<是正改善を要する事項>

1 収入事務

普通財産の貸付に係る収入事務において、貸付料の算出に誤りのある例が認められた。
(林業振興課)

※ 排水管の布設に係る普通財産（土地）の貸付料は、普通財産の事務取扱いに基づき、市行政財産使用料条例第2条別表に掲げる額に準じて算出しなければならないが、算出に当たって、長さの端数を切り上げせずに計算していた。

いわき市行政財産使用料条例

(使用料の額)

第2条 使用料の額は、別表のとおりとする。

2 (略)

別表（第2条関係）（抜粋）

区分		使用料		
		計算単位	額	
土地	<u>水道管、下水道管、ガス管その他これらに類する管類を布設するために使用する場合</u>	<u>長さ1メートルにつき1年</u>	(略)	(略)
			<u>外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの</u>	<u>38円</u>

備考

1 (略)

2 この表に基づいて使用料を算出する際、面積、期間又は長さにつき、その計算単位に満たない端数があるときは、これを切り上げて計算する。ただし、期間につき、年単位のもので1年に満たない端数月数があるときは、月割計算とする。

＜参考＞

普通財産の事務取扱い

2. 普通財産の貸付料

(貸付料の算出方法)

1 普通財産の貸付料の算出方法は次の各号のとおりとする。

(1) (略)

(2) 土地の貸付のうち、借受目的が次の掲げるものの貸付料については「いわき市行財産使用料条例」第2条別表に掲げる額に準ずるものとする。

① 電柱その他これに類する柱類を設けるために貸付する場合。

② 変圧等その他これに類するもの及び公衆電話を設置するために貸付する場合。

③ 水道管、下水道管、ガス管その他これらに類する管類を布設するために貸付する場合。

④ 掲示板、広告塔等を設置するために貸付する場合。

(3)、(4) (略)

2 契約事務

地方自治法施行令第167条の2第1項を適用した契約事務において、随意契約に関する事務が適切になされていない例が認められた。

(農業振興課)

※ 放牧家畜健康管理業務委託に関する契約事務において、選定した業者が入札参加有資格者名簿に登録されていない場合、「暴力団の該当性調査」等を行わなければならないが、必要な確認等が行われないまま専決者の決裁を受けていた。

なお、随意契約確認表において、当該項目欄にチェックはされていたものの、前述の調査等を行われないまま専決者の決裁を受けていた。不適切な随意契約事務を防ぐ観点からも、確認の形骸化には十分留意されたい。

<参考>

随意契約に関する事務執行のための指針（財政部契約課）

（抜粋）11～12ページ

② 起工兼見積執行伺に添付する書類について

起工伺に添付する書類については、おおむね次のとおりです。

（略）

（添付書類）

ア～ウ （略）

※エ 随意契約確認表（略）

オ～サ（略）

※エの「随意契約確認表」（P14～16に掲載）については、随意契約とした場合に必要となる事項を確認するため、起工兼見積執行伺に添付してください。

＜意見又は要望とする事項＞

支出事務（市魚市場活性化対策事業費補助金に関する事務の内部統制の強化について）

本市では、より一層のガバナンス強化やリスク管理を図る観点から、内部統制に係る取組が進められており、総務部において「全庁共通及び各所属個別のリスク一覧」が作成され、全庁に周知されており、適正な事務の執行に向け、所属職員に対し周知徹底するよう通知されている。

今回、「市魚市場活性化対策事業費補助金に関する事務」について監査を行ったところ、当該補助金の交付事務において、違法や不当とまでは言えないが、規程に基づく文書管理、審査・検証、起案内容の正確性確保等が十分に機能していない事例が複数認められた。

1点目は、文書管理（収受・保存）の不備である。交付申請及び実績報告において、市補助金等交付規則で添付が求められる書類（収支予算書等）が、申請書等と共に整理・保管されていない状態が見受けられた。担当者によると「提出はされていたものの添付が漏れていた」とのことであったが、前回の定期監査においても同様であった。また、電子データで申請を受領したにもかかわらず、文書等管理規程に基づく文書管理システム上の収受処理が行われていなかった。

文書の収受・保存などの管理が適切に行われない場合、審査に用いた資料の特定が困難となり、「いつ、何を、誰が受領し、何を根拠に判断したか」等の証拠が脆弱となるものである。

2点目は、審査・検証機能の不足である。月ごとに報告される内訳書の金額と、挙証資料である精算仕切書に記載されていた金額の不一致が複数確認された。担当者によると「内訳書の金額に誤りがあったが、補助金の額等に影響はない。」とのことであったが、最終的に補助金額へ影響しないとしても、提出・審査段階で誤りを検知できていないことは、照合手続に不備があると言わざるを得ない。結果として、誤った資料に基づく判断・決裁が行われるリスクが残存するものである。

3点目は、起案・決裁文書の不備である。交付決定に関する起案書において、補助金額算定を行うための比較要素である、水揚げ金額に対する上限規定と販売手数料の減免額の関係が明記されていなかった。当該事例については、前回及び前々回の定期監査においても改善指導が行われているにもかかわらず、同様の不備が繰り返されていた。

決裁に必要な根拠の記載が欠落していることは、決定プロセスの透明性・説明責任を損ねるものであり、また、過年度における指導が改善されていない状況は、再発防止のための監督体制が十分に機能していないことを示すものである。

上記のとおり、内部統制が十分に機能していない事例が複数認められたことから、当該補助金交付事務については、内部統制の整備・運用が不十分であり、事務の適正性及び説明責任の確保に課題があると認められる。

担当課においては、当該事務に限らず、規程等に基づく手続を再整理のうえ、チェック体制の標準化・記録化を含め、内部統制の強化に努めることを望むものである。

（水産振興課）

いわき市文書等管理規程

(文書等の収受)

第16条 取扱責任者は、前条の規定により配布された文書等又は主務課で直接受領した文書等については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により収受するものとする。

(1) 当該文書等が電子文書である場合 文書管理システムに当該電子文書の収受に関し必要な事項及び第13条第1項の規定による番号を入力し、電磁的に記録(以下「登録」という。)する方法

(2) (略)

2 (略)

いわき市補助金等交付規則

(補助金等の交付の申請)

第4条 補助金等の交付の申請をしようとする者は、補助金等交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長の定める期日までに提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 前年度決算書

(4) その他市長が必要と認める書類

2 (略)

土木部

<監査の結果>

財務に関する事務等の処理状況は、おおむね法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われていると認められたが、次のとおり一部に改善を要する事項及び検討を要する事項が認められたので、内容を十分把握し、それぞれ必要な措置を講じ、今後の事務処理に万全を期されたい。

なお、事務処理上留意すべき点で軽易なものについては、口頭で留意又は改善を促した。

<是正改善を要する事項>

1 収入事務

収入事務において、調定が行われていない例が認められた。

(住宅営繕課)

※ 令和8年3月分の公営住宅使用料については、市財務規則第37条第1項第1号に規定する納期の一定している収入金で納入の通知を発するものに該当することから、その調定は、納期限である同年3月31日の10日前(同月21日)までに行わなければならないが、監査実施時点(同年5月12日)において行われていなかった。

なお、公営住宅駐車場に係る使用料についても、同様の例が認められた。

いわき市市営住宅管理条例

(家賃の納付)

第17条 市長は、第10条第5項の入居可能日から市営住宅を明け渡した日(第27条第1項又は第32条第1項の規定による明渡しの請求のあったときは明渡しの期限として指定した日又は明け渡した日のいずれか早い日、第36条第1項の規定による明渡しの請求のあったときは明渡しの請求のあった日)までの間、家賃を徴収する。

2 入居者は、毎月末日(月の途中で明け渡したときは、明け渡した日)までに、その月分の家賃を納付しなければならない。

(準用)

第56条 駐車場の使用については、第51条から前条までに定めるもののほか、第17条第1項及び第2項、第21条第2項、第3項本文及び第4項本文並びに第23条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「市営住宅」とあるのは「駐車場」と、「家賃」とあるのは「使用料」と、「入居者」とあるのは「使用許可を受けた者」と、第17条第1項中「第10条第5項の入居可能日」とあるのは「市長が指定する使用開始可能日」と、「第27条第1項又は第32条第1項の規定による明渡しの請求のあったときは明渡しの期限として指定した日又は明け渡した日のいずれか早い日、第36条第1項」とあるのは「第55条第1項」と、第21条第2項中「入居」とあるのは「使用」と読み替えるものとする。

いわき市財務規則

(調定の時期)

第37条 調定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時期にしなければならない。

(1) 納期の一定している収入金で納入の通知を発するもの 市長が別に定めるものを除くほか、納期の10日前まで

(2)～(4) (略)

2 (略)

2 契約事務（その１）

地方自治法施行令第167条の２第１項を適用した契約事務において、随意契約に関する事務が適切になされていない例が認められた。

（維持保全課、住宅営繕課）

【事例１】維持保全課

※ 平地区ほか２地区路面清掃業務委託については、地方自治法施行令第167条の２第１項第６号（競争入札に付することが不利と認められるとき）を適用した随意契約としていたが、２者による見積合わせを行い、競争により業者が決定されていた。

また、ポンプゲート施設（機械設備）保守点検業務委託についても、同条第６号を適用した随意契約としていたが、２者から参考見積を徴取し、安価であったことのみを理由として業者を決定しており、入札によることが不利と認められる合理的な理由が認められなかった。

【事例２】住宅営繕課

※ 公金・集振集中システムいわき市市営住宅管理システム更新対応改修業務委託に関する契約事務において、選定した業者が入札参加有資格者名簿に登録されていない場合、「暴力団の該当性調査」等を行わなければならないが、必要な確認等が行われないまま専決者の決裁を受けていた。

なお、随意契約確認表において不適当な箇所にチェックが行われ、このことにより、確認事項に記載された事務が行われないまま専決者の決裁を受けていた。不適切な随意契約事務を防ぐ観点からも、確認の形骸化には十分留意されたい。

地方自治法施行令

（随意契約）

第167条の２ 地方自治法第234条第２項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

(1)～(5) (略)

(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。

(7)～(9) (略)

２～４ (略)

<参考>

随意契約に関する事務執行のための指針（財政部契約課）

（抜粋）11～12 ページ

② 起工兼見積執行伺に添付する書類について

起工伺に添付する書類については、おおむね次のとおりです。

（略）

（添付書類）

ア 指名通知書（資料の配付期限又は説明会及び入札（見積）の日時・場所等を明示）

イ 入札（見積）心得（入札（見積）・契約条件を明示）

※ウ 随意契約及び業者選定の理由書

※エ 随意契約確認表（略）

オ～サ（略）

※エの「随意契約確認表」（P14～16に掲載）については、随意契約とした場合に

必要となる事項を確認するため、起工兼見積執行伺に添付してください。

(抜粋) 40～41ページ

(6) 地方自治法施行令第167 条の 2 第 1 項第 6 号

【本号の適用にあたって】

- 競争入札に付す方が随意契約に付すよりも、納期・工期や経費で不利となることが認められる場合が該当します。

ただし、「不利」の判断については、個々具体的な事実に基づき限定的な認定を必要とするため、「不利」となることを具体的に説明できなければなりません。

- 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号との違いについては、第2号はその人しか履行できないため競争入札に付することができない場合であるのに対し、本号は履行可能な人が複数存在するが、競争によることが不利と認められる合理的な理由がある場合に適用となります。
- 本号を適用とする場合は、単にこれまでの実績や信用度を考慮したという理由だけでは不十分であり、他者や標準的な工期又は標準的な積算額と比較して、期間や経費の面で選定業者が優位であることを立証する書類（工程表、コスト比較表等）を起工伺に添付してください。

3 契約事務（その2）

契約事務において、継続費又は債務負担行為の措置が講じられていない例が認められた。
(建設事業課)

※ 令和5年12月15日にしゅん工した赤沼川河川改良工事（仮設工）により設置された仮橋梁及び迂回路に使用する仮設資材は、令和7年度に本設橋梁工事が完了するまでの間、年度を超えて存置する必要がある、後年度に財政負担が発生することが確実であることから、地方自治法第212条の規定に基づく継続費、又は同法第214条に規定に基づく債務負担行為の措置を講じなければならないが、令和5年度から令和7年度まで、年度ごとに賃料を含んだ委託契約を締結していた。

地方自治法

(継続費)

第212条 普通地方公共団体の経費をもつて支弁する事件でその履行に数年度を要するものについては、予算の定めるところにより、その経費の総額及び年割額を定め、数年度にわたって支出することができる。

2 前項の規定により支出することができる経費は、これを継続費という。

(債務負担行為)

第214条 歳出予算の金額、継続費の総額又は繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除くほか、普通地方公共団体が債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為として定めておかなければならない。

4 財産管理事務

郵便切手の管理に関する事務について、郵便切手等管理簿が適正に管理されていない例が認められた。

(維持保全課用地管理担当)

※ 郵便切手等については、市文書等管理規程第48条第4項の規定に基づき郵便切手等管理簿によりその受払いの状況を明らかにしておかなければならないが、維持保全課用地管理担当では監査実施時点（令和8年4月22日）において、郵便切手等管理簿が適正に管理されておらず、郵便切手の現物と郵便切手等管理簿が一致していなかった。

いわき市文書等管理規程

(発送)

第48条 (略)

2～3 (略)

4 郵便切手又は料額印面の付いた郵便はがき等の受払いについては、郵便切手等管理簿（第11号様式）により、その受払いの状況を明らかにしておかなければならない。

＜意見又は要望とする事項＞

1 特定事項（その１）（市が事務局を務めている市補助金等交付団体の事務管理について）

いわき市高規格道路整備促進期成同盟会は、いわき市を通過する高規格幹線道路及び高規格幹線道路と地域拠点との連結強化を図る地域高規格道路等の整備を促進し、市内外の交流・連携軸の早期整備に寄与するとともに、市内の産業・経済・文化の進展を図ることを目的に設置されたものであり、高規格道路整備促進期成同盟会規約第11条に基づき、市土木政策課に事務局が置かれている。

任意団体は、市とは別の組織であるため、地方自治法や市の条例、規則等の適用を受けず、その運営は団体自身に委ねられているが、透明性の確保や事故防止への注意義務が求められることとなる。

しかしながら、次のとおり留意すべき事項が認められたことから、適正な事務執行に努められたい。

○ 立替払いについて

職員が立替払いを行った事例が見受けられた。

立替払いは、経費を一時的に代行する個人の経済的負担が生じるほか、不正経理のリスクがあることから、やむを得ず必要となる事態が想定される場合は、立替払いの取扱いについて、規程等において明らかにすべきと考える。

（土木政策課）

2 特定事項（その2）（市が事務局を務めている市補助金等交付団体の事務管理について）

いわき市一般国道6号・49号いわき地区改築工事促進期成同盟会は、一般国道6号及び49号のバイパス改築工事等に協力し、促進を図ることを目的に設置されたものであり、一般国道6号・49号いわき地区改築工事促進期成同盟会規約第1条に基づき、市土木政策課に事務局が置かれている。

任意団体は、市とは別の組織であるため、地方自治法や市の条例、規則等の適用を受けず、その運営は団体自身に委ねられているが、透明性の確保や事故防止への注意義務が求められることとなる。

しかしながら、次のとおり留意すべき事項が認められたことから、適正な事務執行に努められたい。

○ 立替払いについて

職員が立替払いを行った事例が見受けられた。

立替払いは、経費を一時的に代行する個人の経済的負担が生じるほか、不正経理のリスクがあることから、やむを得ず必要となる事態が想定される場合は、立替払いの取扱いについて、規程等において明らかにすべきと考える。

（土木政策課）

3 特定事項（その3）（市が事務局を務めている市補助金等交付団体の事務管理について）

夏井川水系河川改良促進期成同盟会は、夏井川水系の河川改良を促進し、河川による災害防止を図ることを目的に設置されたものであり、夏井川水系河川改良促進期成同盟会会則第2条において、「この会は、夏井川水系河川改良促進期成同盟会と称し、事務所はいわき市役所土木部土木政策課河川政策担当に置く。」と規定され、市行政組織規則第20条における土木政策課の事務分掌において、「河川の総合調整及び整備促進に関すること。」、「河川関係団体に関すること。」を規定されていることから、土木政策課河川政策担当が団体の事務を担っている。

任意団体は、市とは別の組織であるため、地方自治法や市の条例、規則等の適用を受けず、その運営は団体自身に委ねられているが、透明性の確保や事故防止への注意義務が求められることとなる。

しかしながら、次のとおり留意すべき事項が認められたことから、適正な事務執行に努められたい。

○ 事務処理規程及び会計規程の整備について

団体の設立の目的や事業内容等を定める会則等は整備されていたものの、事務処理規程及び会計規程が整備されていなかった。

会計事務の管理状況全般については、会計の職にある者（市職員以外）が行っており、要望活動の随行に伴う旅費の算定など、市職員に係る処理については、市の規程等に準じた運用がなされているが、団体事務の責任の所在を明らかにするとともに、不正やミスを防止する観点から、決裁や会計に関する事項を規程等において明らかにすべきと考える。なお、市の規程等を準用する場合であっても、その旨を明らかにすべきと考える。

（土木政策課河川政策担当）

4 収入事務（市営住宅における駐車場の使用許可について）

市営住宅の駐車場を使用することができる者については、市営住宅管理条例第51条に条件が規定されており、その中に、「市営住宅の入居者又は同居者であること。」、「自己の用に供する自動車（規則で定めるものに限る。）のため現に駐車場を必要としていること。」との条件がある。

この点について、入居者の介護を目的として、入居者の子の夫が所有する車の使用許可申請（申請者は入居者）に対し、許可している事例が確認された。

一般的に「自己の用に供する自動車」とは、自己が所有し、又は維持管理をし、日常的に運転している自動車を指すと考えられる。

住宅営繕課では、入居者又は同居者以外の者が所有する車両について、条件を具備しているか否かを案件ごとに審査し、決定しているが、特段の判断基準は設けていなかった。

所管する条例の運用や解釈は基本的に原課に委ねられているものの、駐車場使用許可に係る公平性を担保するため、本事例のような介護等を目的とした申請について、改めて条例に規定する用語の定義や解釈を整理し、許可基準を設けるか、もしくは、要件がより明確になるよう条例等の改正を検討するなど、必要な対応を講じられたい。

（住宅営繕課）

いわき市市営住宅管理条例

（使用者の資格）

第51条 駐車場（共同施設として市が整備した駐車場をいう。以下同じ。）を使用することができる者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 市営住宅の入居者又は同居者であること。
- (2) 自己の用に供する自動車（規則で定めるものに限る。）のため現に駐車場を必要としていること。
- (3) 市営住宅の家賃を滞納していないこと。
- (4) 暴力団員でないこと（同居者が暴力団員でないことを含む。）。

いわき市市営住宅管理条例施行規則

（駐車できる自動車）

第33条 条例第51条第2号の規則で定める自動車は、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）別表第1に規定する自動車の種別が普通自動車、小型自動車及び軽自動車で、積載物も含め、長さ5メートル以下及び幅2メートル以下のものとする。

（駐車場の使用許可）

第34条 条例第52条第1項の規定により駐車場を使用しようとする者は、駐車場使用許可申請書（第42号様式）に当該駐車場に駐車する自動車の自動車検査証の写しその他の自動車の種別、長さ、幅等が確認できる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容について審査を行い、使用の可否を決定し、その旨を駐車場使用許可・不許可通知書（第43号様式）により当該申請をした者に通知するものとする。